2025年5月　第311号

労政ニュース

編集・発行　東大阪市荒本北１丁目１番１号　東大阪市役所　都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室　TEL 06-4309-3178　FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりーと共済』に
ゆとりーと共済事務局
TEL 06-4309-2315

1　新規学卒者求人説明会が開催されます！

参加費無料！

2026年3月新規学卒者(中学・高校)

＜令和7年度東大阪市補助金事業＞

新規学卒者求人説明会　開催のお知らせ

新規学卒者(中学・高校)の採用に関しては、採用計画、採用方針、雇用条件、選考基準、選考方法等を明確に策定し、募集活動を行うことが基本です。そのため、新規中学・高校卒業者に対する求人活動ルールが定められています。本説明会では、新規学卒者(中学・高校)の求人を対象とした求人票の書き方・受理方法等について、本所会場にて YouTube 動画を放映し、ハローワーク布施担当者より補足説明を致します。企業採用担当者の方のご参加をお待ちしております。

日　時	2025 年5月23日(金曜日)　14:00～15:15		
会　場	東大阪商工会議所　本所本館　4階大会議室　(東大阪市永和2－1－1)		
内　容	**① 学卒求人票の書き方・受理確認について** **② 公正な採用選考について** (上記内容について会場にて大阪労働局作成の YouTube 動画を放映) ※ハローワーク布施より補足説明・質疑応答		
説明者	ハローワーク布施担当者	**主　催**	東大阪商工会議所・東大阪市・ハローワーク布施
問合せ	**東大阪商工会議所　振興部** 〒577-0809　東大阪市永和2－1－1　　TEL:06-6722-1151		

↓↓↓2026年3月　新規学卒者求人説明会参加企業　申込書↓↓↓

▸申し込みは、下欄の申込書に必要事項をご記入の上、FAX または郵送にてお申し込みください。

東大阪商工会議所　振興部宛　　FAX　06-6725-3611

※ダイヤル間違いによる誤送信が多発しておりますので、くれぐれもお間違えのないようにご注意ください

事業所名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
参加者名			

※ご記入頂いた個人情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用することがあります。
※本所駐車場の台数には限りがございます。予めご了承ください。
尚、ご迷惑となりますので、近隣の商業施設等への駐車はご遠慮ください。

東大阪商工会議所
セミナー・イベントフォーム
からも申し込み可能です

❷『憲法週間記念市民講座』開催のお知らせ

障害のある人もない人もともに生きる社会を
―障害者差別解消法―

◆大阪弁護士会の弁護士による障害に関する講演を開催します。

改正障害者差別解消法の施行（令和６年４月１日）により、すべての事業者に、障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務付けられました。

◆「合理的配慮の提供」ってどんなことをすれば良いのでしょうか。

事業所の人もそうでない人も、障害のある人もない人も、みんなが納得できるために、『障害者差別解消法』について学んでみませんか。

日　時	2025年5月30日(金曜日)　15:00～16:30		
会　場	布施駅前リージョンセンター『夢広場(ゆめひろば)』 (東大阪市長堂1-8-37　ヴェルノール布施５階)		
講　師	泉州つかさ法律事務所　弁護士　石渡 勉 さん		
定　員	120人 (当日先着順)	参加費	無　料
問合せ	東大阪市　障害施策推進課　TEL:06-4309-3183/FAX:06-4309-3815		

※配慮の必要な方は事前にお知らせください

③ ～助成金のお知らせ～ 課題解消のヒント集 その⑨

働きながら子育てや介護を行う労働者の職場環境づくりのための取組みを実施する中小企業事業主が活用できる 助成制度 をご存じですか？

▶「両立支援等助成金」の注目すべき点は、育児・介護休業法等が改正され男性が育児休業を取得しやすい環境整備や育児休業中の業務推進体制整備を行う事業主への助成制度が拡充されていることです。

1. 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）【概要及び助成額】◎男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後８週間以内に育休を開始した場合に助成されます。

種　別	要　件	助 成 額
第１種 男性の育休取得	対象労働者が子の出生後、８週以内に育休開始	１人目　２０万円 ２・３人目　１０万円
第２種　男性の育休取得率のアップ等	前年度を基準とし育休取得率が３０ポイント以上アップ ＆５０％以上達成	６０万円

2. 育休中等業務代替支援コース【概要及び助成額】◎育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、または代替要員を新規雇用（または派遣で受入）した場合に助成されます。

要　件	助 成 額
育児休業取得者の業務代替者に手当を支給	◇最大１４０万円（Ａ＋Ｂ）　◎Ａ 業務体制整備費：最大２０万円 ◎Ｂ 業務代替手当　：最大１２０万円（手当支給総額の 3/4）
短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	◇最大１２８万円（Ａ＋Ｂ）　◎Ａ 業務体制整備費：最大２０万円 ◎Ｂ 業務代替手当　：最大１０８万円（手当支給総額の 3/4）
育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入れ	◇最大６７．５万円（Ａ＋Ｂ）◎最短（７日以上１４日未満）：９万円 ◎最長（６か月以上）：６７．５万円

3. 柔軟な働き方選択制度等支援コース【概要及び助成額】◎柔軟な働き方選択制度等を複数導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合に助成されます。なお、柔軟な働き方選択制度等（５つ）とは、①フレックスタイム制度・時差出勤制度 ②テレワーク ③短時間勤務制度 ④保育サービスの手配、費用補助制度 ⑤子の養育を容易にするための休暇制度・法を上回る子の看護等休暇制度をいいます。

要　件	助 成 額
制度を２つ導入し、対象者が制度を利用	２０万円
制度を３つ以上導入し、対象者が制度を利用	２５万円

⑤その他の「助成金コース」等について

◎仕事と家庭の両立支援関係等他の「助成金コース」や詳細については、厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

いろんな『助成金』があるよ

こちら

お問合せ ： TEL 06-6941-4630　　大阪労働局雇用環境・均等部